

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年2月15日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 藤原 威一郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、気象庁所属の海洋気象観測船「凌風丸」及び「啓風丸」で使用している超音波速度測定器(以下、「本装置」という)の修理を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な超音波速度測定器の構成及び動作並びに各種設定の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 超音波速度測定器の修理

(2) 業務内容 超音波速度測定器の故障した送受波器振動子を交換修理し、機能を復旧させる。

(3) 履行期限 令和3年3月30日(火)

3 業務目的

気象庁所属の海洋気象観測船「凌風丸」及び「啓風丸」で行う、本装置を用いた海面から海底までの海潮流観測を実施するために、本装置の機能を復旧させることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置の構造、性能、特徴を熟知し、送受波器振動子交換修理に必要な技術を備えていること。

本装置の設定方法を熟知していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

修理後に発生した不具合等について、必要な連絡窓口を持つこと。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 吉田 松司

電話 03-6758-3900 (内線 2516) FAX 03-3434-9064

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年2月15日から令和3年3月8日まで (1) に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年3月9日 17時まで (1) に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（事前に(1)へ連絡を入れること）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省統一資格）

「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5 (3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は説明書による。